

○京田辺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（抜粋）

（京田辺市上下水道事業経営審議会）

第4条 審議会は、管理者の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 京田辺市上下水道事業の経営問題に関すること。
 - (2) 京田辺市上下水道事業の将来計画に関すること。
 - (3) その他京田辺市上下水道事業の健全な発展に関すること。
- 2 審議会は、管理者が委嘱する委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。